京城新報

新聞料（▲一部二錢▲前一ヶ月金卅五錢●三ヶ月前金[illegible]▲六ヶ月前金[illegible]▲[illegible]一ヶ月金[illegible]）
廣告料（▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢）
●陰曆　十二月十六日
發行兼編輯　印刷人　山下英[illegible]
京城西署西小門通
發行所　京城新報社
電話六六三

朝鮮南部の日本旅行記（二）

李書房

我等は君王よりの大命を齎らして來れり我等の一行は船長より優待を受け、今や別を告げて下の關に上陸すべく準備しぬ、検疫官吏は我等に對して最敬禮を拂ひ、我等を迎ふる日本官吏は禮裝しぬ、埠頭に來れり。

彼等は我等の一行を案內して山陽ホテルと稱する大旅館に入りぬ、曰く市長、曰く接待官、曰く新聞記者、何れか高官なるか、何れか奸惡者なるか、余は初めて眼睹すべき日本人に環圍せられて、彼等の命令を受けて往くのみなり、只だ心頭に懸れる問題は我等の荷物は果して船より陸に移されたるや否や、余は屢疑念を以て之を日本官吏に質問したるに彼等は微笑し、苦笑して唯々諾々するのみ。

汽車は午後二時發車すと、一行の往く處、群衆環視して且つ敬禮せり、余は京城に見たる日本人が獰惡にして、初めて日本に於て見たる日本人の朴直活潑なるに一驚せり、余は初めて觀光せる日本の風景が秀麗にして全港の船舶、兩岸の市街が異大の富強なるに一驚しぬ、曾て誇示標榜して日露戰役の大捷を京城に於て聞かされたりし惡感は實に眞實なりと余は信仰せざるを得ず曰く東西南北の山丘皆大砲也、皆火砲也と想ふて是に至れば我帝都の衰落も悲しき限りなりとす。

余は停車場に行く途次、一行の朴侍從に問へり、足下我等は一文の出費無くして可なるや、日本人は我等を如何に待遇せんとするや、彼等は我等を貧乏國の貴族なりと憐む乎、我等を弄するに非ざる無きか、然りとせば宜しく善策無る可らず、朴侍從曰く否な是れ日本政府の好意なり。

幾多の官民より送られ、汽車矢の如く走しる、車中珍らしきは沿道の風景なり、農民の饒多なることなり、到處の山森鬱々たることなり、只だ五月繩かりしは[illegible]侍の日本官吏が餘り面倒臭く事物を説明することなり、彼は日本開明の優大を誇らんが爲めに我等の腦を煩殺し、我等に物理學や天文學や、乃至機械學の講義を滔々として三四十分間斷なしに說き聞かせるの好意は、余が第一に排日思想を忘棄せしめざる原因なりき。

彼は朝鮮人を下等國民視して憚らず、彼は京城に交れる外交官の如き人物なりとす。

國有未墾地利用の適用に就て

（當局者の注意を促す）

入交貞吉

曾て國有未墾地利用法の公布は未墾地開墾企業家一般の最も意外とする處にして舊慣により既得したる權利に致命傷を負はしめたるものにあらざるか其の權利の明確を旨とし慣習を重せず個人の利害干係を無視したる立法は今後如何なる現象を企業社界に齎らすべきや吾人の竊かに憂惧に堪へざる處にして之が若し今後の運用善しきを得ずんば韓國に於ける開墾事業の發展は期すべからざるなり本法附則第十五條には既得權に對し限定的規定を設け其の認證を受くるを得べきものと其の然らざるものとの區別を規定せり然れども此の規定は甚だ合理的のものにあらず國有未墾地爾來の許可には如此差等あるものにあらずして皆同一の既得權あるものと看做を穩當とす其の曾て大臣等が許可をなす場合に其の開墾地の大小事業の難易を問はずして千篇一律に許可の條件を附したるものなれば條件に重きを措くときは實際に於て却て許可の精神に反くことあり故に條件に對する精神解釋は從來久しく行はれ來り一の慣習法をなす其の着手期限の如き經過せると否とは問ふ處にあらずして賣買は勿論開墾は有効になし得られたりき故に去る認證を求むべき期間迄に開墾着手期限の經過したるもの無効なりとの論議は最も不合理的の議論のみならず實際を顧慮せざる形式主義にして實際に於ける未墾地開墾業の如何に困難にして又如何に人力を集注せざるべからざるか或は未墾地の奈何なる程度迄耕作に適せざる病根あるか且つ今日迄の國勢上の問題よりして實際に着手する能はずして其の一年內に着手せよとの命令の如何に殘酷なりしか此等の原由を毫も斟酌する處なくして最近に認可を得て僅かに期限の盡きざるものに對し認證の特典を認知する本條の如きは甚偏頗の立法行爲と云はざるべからず則ち國有未墾地利用法の一般に其の批難あるは決して謂はれなき所にあらず然ども法は已に存す到底改むることを得す已むを得ざるものとすれば以上の問題は其の運用如何にあるものなり故に其の曾て許可を與へたるものに對して可成認證と同一の取扱をなし認證をなす能はずして普通請願をなしたるものに充分なる利益を與ふるは法の運用を完ふする所以の道なり

次なる問題は請願書類に對する實地調査の件にして政府部內の意見は區々なりと事實或は然らん凡そ民衆の請願書に對し實地の調査をなし其の請願する所のものと其の實地とが符合するものなるや否を檢視することは政府の威嚴を保ち又願者の不正行爲を防壓する先決の手段にして愼重を要すべきことが勿論なれども其の間には不可解の呼吸あり韓國は又韓國にして事情を斟酌すべき所のもの尠からざるなり（未完）

殖民と出稼人（三）

稻田周之助

然らば植民は如何なる土地に於て行はるゝか原則としては領屬地保護國若くは勢力範圍と名くべき處であるが併ながら我國で以前の北海道今の臺灣などは帝國の本國內なりとは云へ所謂國內植民地であるから是等も植民的經營の行はるゝ處と云ねばならぬ而して殖民地經營と云ふもの出て行て仕事をするものは利益は勿論、國家國民の利益を圖るといふ要件があるから出て行く一個人に放任しては當人の成功覺束なきのみならず本國の意思を貫徹し要求を滿たすことは到底できない之を放任したものは皆失敗を招いて居るから由來植民政策に冷淡なりと云はるゝ佛國すら近頃は大に此に注意を用ゆる樣になつて來たのは當然である過日アルゼリアからの通信を見れば同地の移民法は頗る巧妙なものであつて當局者が大に干渉するかはりには保護も行き屆いて居る例へば同地の模範的植民地では移民は有妻者にして家族を率ゐて渡航するものを擇び且少くとも五千フランを有するものたるべき制規を設けてある此ものには渡航費を免除したる上、北アルゼリアに於て七十五エークル乃至百五十エークルの土地を給與する前して是等の移民の同郷者を同處に集めて村落を形くらせて肉類供給所や學校などの世話まで爲てやつて移住者をして常に故郷に在るの感あらしむるを是として居るので南部の人民などは眞に此處に土着するといふ次第で今は此小村落が六百五十ばかり出來たといふことである土地は豐服なり巴里市場との交通は便利であるから今やアルゼリア佛國人民の爲めに第一の寶庫であると稱して居る。

日本は現在に於て相當の人口を持つて居り又其增殖力も弱い方ではないから或ものは斯く人間が殖ては遂には食物も居處もなくなるであらうから今からドシドシ海外へ送り出さねばならぬなどゝ云つて居るが人間は芋や大根とは違ふから左樣に無雜作にかたづけることはできまい、特に日本人の教育も智識も進み氣位も高くなつて來ては契約勞働者は勿論、技能なき勞働者として取扱はれる出稼をするものも追々無くなる、ヨシ此方から出て行くとしても先方から拒絶されることもあるから之に多くの望を繋ぐとはできない、矢張り臺灣韓國又は滿洲等に於ける殖民的經營に依頼するより外はないさて此殖民的經營に適合する人物を擇ぶといふことを注意しなければならぬ植民政策の成敗に就ては其各國の類例もあるから我政府にせよ國民にせよ必ずや相當の施設を怠らないであらう吾儕の想像では政府が直接に世話するならば格別さもなくば一定の國民的組織を以て此殖民の指導擁護を盡くすであらう移住者の資格として身體健全、多少の資金を持つて居ることが必要なるは勿論其の品性の劣等なるものは斷じていけない立派な人間に眞面目に働かせるといふことは蓋し殖民的經營の第一要義であるが若しも今にして此要義を誤つて多くの人間を出しさへすれば善いなどゝいふ亂暴をやつたらば必ず大失敗を招くと覺悟せねばならぬ。

此處で言ふのも如何であるけれども全體此自國の範圍を擴め其の民族の勢力を强大にするといふことは國民道德の最も偉大なることであつて此心がけの無い國民は發達することができないのみならず恐くは今の世に處して己れの存立を保つことができないであらう故に吾儕我國教育の事に當るものに向て此積極的道德心を涵養することを要求するものである、楠公の廟で涙を流し四十七士の墓で涕を垂らすのも善いが國民の精神を鍛錬するものが單に亡國絶家の場合に要する工夫ばかりを教へて能事終れりとするのは間違ひである現に此殖民的經營の如きは只に人間の餘り物を掃き出すなどゝいふ無雜作なものではなくして出て行くものも出してやるものも共に高尙雄大なるモラルを持て居らなければならぬのであるから此事に就ては政治家や經濟家の外に教育家も大なる注意を用ゐて欲しいものである（完）

ステッセル裁判（六）

有史以來の大審問▲露國陸軍の內幕▲日露戰爭最後の悲劇▲旅順要塞開城事件

軈て宣誓式と爲りて先づ正教を奉ずる證人より始まりぬ、金衣の僧正起て嚴かに、其の聖なる福音書の前に約束し且誓言す……「全能なる神の御名を以て……」と唱ふれば、數百人の將校之に從ひて百雷の一時に鳴くが如く、音聲高く堂の內外に溢れたり。加特力教と新教を奉ずる數人の將校は各自其の靈父と牧師に就て誓言し、マフメンダロフ將軍は一人回々敎の僧に就て誓言せり。

▲クロパトキンの證言●●●●●●●

數多ある證人の內先最初に證言したる者はクロパトキン將軍なり。彼は證言を爲すの前先づ判士長に向ひ、證言の範圍は國家の秘密たると否とを問はず總ての事實と文書に觸るゝも可なりや、若くは曾てロープ將軍を議長とせし委員會に提供せられたる秘密の部分には觸れずして單に一般の證言に止むべきや否やを問ひたり。之に對してフオーク中將の辯護人ドンブロフスキイ中將は、裁判所に於ては何等の秘密も在る可からずと述べて、裁判の根本的要求を旗幟に遂行すべき必要を説き、且證人の知り得る限りは凡ての事を證言せしむべく裁判官に申請せり。然れども裁判官はクロパトキン證人に向ひ、檢事の質問に答ふべきと、及び行政的部分にのみ觸るべきことを申告せり今回の公判に於てクロパトキン將軍の最初の證言は專ら金州に於る戰鬪の事に關したり。法廷の聲音的事情の爲にや、判士長、被告、檢事、辯護士等の言葉は時として全く聞ゑざりしが、クロパトキン將軍の音聲は其の沈着にして雄健なる辯舌に依り明瞭に聞ゑたり。クロパトキンの證言に曰く、

「本證人が千九百三年旅順に在りし當時關東半島防禦の爲には如何なる戰鬪力を要するやの問題を議せし事ありしが、結局旅順衛戍兵の外尙關東南部防禦の爲一軍團を編成することに決せられたり。此の軍團及び衛戍兵の戰鬪力は最初三旅團として其の內二旅團は軍團編成の爲、一旅團は要塞衛戍兵の爲に定められたり。是れ直に各旅團を十二大隊組織に變じて師團に改めんとするの目的に出でたるものなり。是等の軍隊に尙砲兵の外二箇哥薩克聯隊及び工兵も加へられたり。以上の兵員は艦隊の助力と共に、金州より旅順に至る全半島防禦の爲には十分なりと假定せられたり。日本軍との戰鬪に要すべき兵員に關して我等の假定の基礎としたる所は實にアレキセーエフ太守の上申せし次の事實なりき。曰く、『敵味方兩艦隊の現在の關係を以てすれば我艦隊が敵艦隊の爲に敗らるべくも見ねず』と。金州陣地に配備するに最初一聯隊を假定して、陣地保壘の築造も殆ど旅順堡壘の築造と同時に着手せられたるが如し、然れども本證人は金州の保壘が單に北方よりのみ起工されたるを認めざるを得ず。之が南方よりも起工されしことに就ては本證人は漸く千九百五年に至り前衛戍司令官スミルノフ中將の説明に依て始めて知るを得たるのみ。本證人は千九百三年此陣地を訪うて軍隊の操練を爲しつゝ、假令飮料水の不足より大困難に遭ひしとは云へ、深く此陣地の重要なるを認め、此處に永久的堡壘を建設するの必要を切に感じたり。戰鬪開始後本證人が滿洲軍總指揮官として遼陽に來りし以後金州陣地は如何に堅められしや、本證人は知るを得ざりき。何となれば、本證人が陣地視察の爲旅順に赴かんと申出でたる請願は當時旅順にありしアレキセーエフ太守の爲に却下せられ、且二人の最高官が同時に軍隊より離るゝことは、日本軍の上陸を前に控へし當時、非常に危險なるものと思はれたればなり。」

小說　紘のみだれ（五十二）

永井櫻國

山田の身に降り罹つた災難とは何であらう、其は死に瀕する大患である。何ゆゑ俄にかゝる大患に罹つたかと云ふに、それが遠因は暫く擱き、其の近因は斯樣である。渠は獨立生活の手段として、某雜誌の挿畫を擔任し、又某表具師と特約して仕出屛風の畫を描いて、この二種の報酬を得て生活に充て、其餘暇をもつて春季展覽會に出品すべく、非常の大作に筆を着けて居つたが、其の出品畫が出來上つたゝめに、展覽會事務所へ其繪を持行き、其の歸るさに途中から雨に降られて歸つたが、歸る匆々頻に惡寒を感ずると云つて床に就いた。其の晩から非常な發熱で、食事は素より水一滴も喉へ通らず、呻き苦む重患者とはなつたのである。宿の主人夫婦も流石に驚いて、早速醫師を聘して診察させたが、其結果マラリヤ熱と云ふ診斷を下して、解熱劑を投するやう處方箋を認め、尙ほ發熱が激烈であるから注意すべき旨を言遺して歸つて往つた、醫師が歸ると早速處方箋を携へて調劑士の許に往き、藥劑を買求めて服藥させたが、病は漸々募るばかりで、藥の効驗は少しも無く、患者は發熱のために全く人事不省となつた、時々苦しさうな呻き聲を出したり、辻褄の合はぬ囈語を吐くのであつた。かくて三日ばかりは醫師の命令に從ひて氷嚢で熱を冷したり、服藥を與へたり、親切とまでは行かねども、普通の世話は爲て居つたが、病勢が漸々重體となるに連れて、漸く輕薄な下宿屋氣質の本性を露し

「ね、おたふで、奈何したもんだらう、此の容態では全快所ぢやアない、殊に依つたら一命が危いかも知れないが、打捨てゝも置かれないぢやアないか。」と、主人爲吉が云へば、女房おたふでも

「異留ですね、漸々惡くなるばかりだし、打捨てゝも置けませんから、國許へ電報打つてれ遣んなさいね。」

「國許へ電報打つて宜い程なら、今日までもない打つて遣るのだが、れ前も聞いて居つたであらう、國許は死に絶えて家も無ければ親戚も無いつて、東京に叔父とかがあるが、其叔父とも往來を爲ないと言つて居つたぢやないか、だから眞の事でもあれば區役所へ引渡すより外に致方が無いから、あまり醫者を迎へたりするのは止しにするが可いよ。」

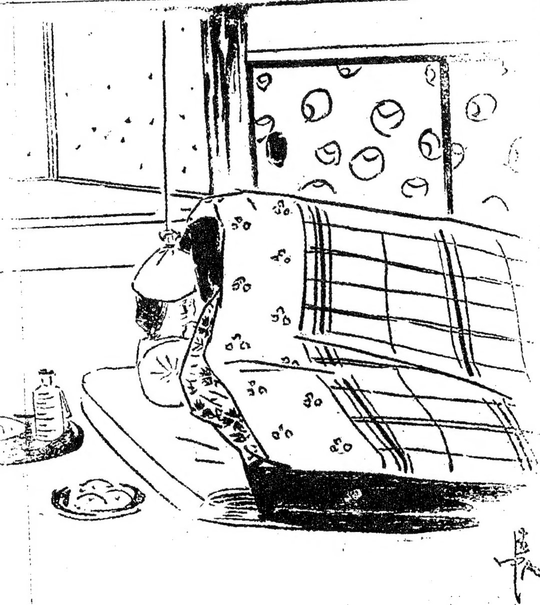
「そりや困りましたね、此麽事があるのなら、東京に居る叔父の家でも聞いて置けば宜かつたのね、た醫士の口吻でも迚も全快爲さうにも思はれないから、出所の無い借金して見た所が、後で困るのは私共なんだから、まあ宜い加減に爲て置くが宜うございますよ。」

「しかし柔順い男だから、全快する見込があるんなら、些とや少との金は立換て遣つても可いけれど、今日で三日になるのに快くはならないで、漸々惡くなるばかりなんだから、全く世話をしても張合が無いさ。」

「山田さんばかりは、モウ二ケ月の餘になるのに、不思議にも友達一人訪ねて來た人が無いんですもの、友達でもあれば知らして遣る事も出來ますがね。」

「いくら山田だつて、友達の一人や半分無い事もあるまいから、何か書付たものでも有りやしないか、搜して見やうかね。」

「それも然ですね、では搜して見なさいよ。」



京城新報

大韓協會と電氣鐵道

何事なしに沈默し能はざる朝鮮人の一政社は、電氣鐵道問題の爲めに絶叫し、集會せり。彼等の運動は好き運動なり、然れども之を惡用すれば政社亂れて政界動くの初めとなるべし、吾人は正當の論議と行動の下に於て大韓協會が發展せんことを希望す。

現內閣の威信

韓國現內閣は二人の首腦を東京に置き、今や何等の威信なく、徒に太平を偸造せり。

親戚故舊六十人を用ゆ

韓國宮內大臣は其政權の擁護に用ゆるため親戚故舊六十人を宮中府中に登用せり、是未だ曾て無き韓國勢道なりと評せらる。施政の改善などは、とても斯る政事家の考へ及ぶ處に非ず。

宋農相何故に歸らざるか

宋農相は我邦に於て到處の席上に於て在韓の本邦官吏と在留民を惡口せりと、彼は重ねて歸國するの志無きか。

官吏の殖拓

近來は日增しに在韓本邦人は減少しつゝあるに反して、本邦人の韓國官吏となるもの筍の如く增殖せり。韓國官吏殖民時代と謂ふべきか、大綱舉らずして細末是れ汲々乎たり、蹇々焉たり、嗚呼帝國の對韓經營、何日か其の緒に就く。

ルーター電報

▲英國の變異

英國にては恐るべき大暑熱起り物陰にて百〇十度に達せり（十七日發）

東京電報

▲東宮殿下の地方行啓

東宮殿下は四月下旬を以て山口德島の地方行啓の事に御內定遊ばさる

▲明年度歲出入豫算額

本日西園寺首相邸に於て午前貴族院午後衆議院の各代表者を招き明年度豫算の內示をなせり歲入經常部四億七千五十九萬圓同臨時部一億四千四十五萬圓歲出經常部四億二千六百九十一萬圓同臨時部一億八千九百四萬圓にして不足額は追加豫算酒造石税砂糖消費税の增加及び石油消費税を以て之を補充す

▲韓太子御用掛

赤十字病院醫長岩田鼎三氏は韓國皇太子殿下御用掛を命ぜらる（以上十七日發）

雜報

宋農相洋行の說

聞く處によれば農商工部大臣宋秉畯氏は最早歸國すべき準備を爲しつゝありと傳はりしに反して當分歸韓を好まざるもの〻如く時機を見て近く歐米漫遊の途に就くならんとの說あり

●市原博士の招宴　第一銀行の市原盛宏氏は有志者を招待して來る廿一日花月樓に於て盛大なる晩餐會を催す

●學部大臣の晚餐會　學部大臣は昨夜外國語學校職員の奏任官以上の人を日本人倶樂部に招き晩餐會を催せり

李完用邸會合

韓大臣等は此數日來日々李完用邸に會合し何事かを議しつゝあり、思ふに日本內閣動揺に就ての小田原評なるべし

●漢城自治制調査　過日京城商業會議所に於て開會せし軍事費値上反對演說會後漢城に自治制を執行する問題提出せられ是れが調査をなす爲め協議委員四十名を撰定したりと云ふ

豫備金支出裁可

內閣會議の決議を經上奏裁可を得たる豫備金支出額は左の如し

金二萬五千九百二十八圓[illegible]　警視廳雜給及雜費
金二千六百三十[illegible]圓三十四錢一厘　慶奉封冊兩部監費
金七千十四圓[illegible]　地方出駐費
金七万五千圓　皇室費
金三百五十一圓[illegible]錢五厘
金百七十圓九十三圓八厘　軍用地測量調査費
金六千四百十一圓[illegible]　外國人諸給
金五千四百三十[illegible]　平壤鑛業所費
金二万五千圓　財務整理費
金四千七百六十[illegible]　度支部俸給
[illegible]三錢四厘　遞信部俸給雜給及雜費
金一万千七百九[illegible]五十六錢三厘　ステーブンス束裝費
金千圓　內部俸給雜給及雜費
金百圓　[illegible]
金七百圓　萬國發見屆出者賞金
金二百五十圓　餞別宴會費
金百五十九圓[illegible]　日本官憲視察旅費
[illegible]　劫掠犯人護送費

●米國好意の表示　米國議會は[illegible]下關償金の返還を議決して我政府及國民に對し其好意を感泣せしめたり米國議會は今回淸國政府及國民に好意を表示する爲め團匪償金の減額を議決したり淸國政府及國民が之に感泣するや否やは疑問なり

●小宮夫人の參內　今回來韓されたる宮內府次官小宮三保松氏夫人は此度宮中の女教師に招聘せられ一昨日德壽宮に參內し日本に留學中の皇太子の御近狀を奏上されたりと因に小宮夫人は太皇帝にも非常に御滿足に思召されたり夫人は最も貞淑の聞へありと斯る夫人の教師に聘されたるは韓皇室の爲めに賀すべきなり

●京城の代理政治　一閑人本社に來つて京城の政治は總て代理によつて運用せらる而かも此の代理で充分なれば須らく長官の全廢說を唱ふべしとて萬丈の氣焔を吐いて曰く先づ統監は曾禰が代理で、地方長官は小松が代理で、理事官は高瀨が代理で、度支部次官は永濱が代理で、會計課長は萩田が代理で、鐵道管理局は石川が代理で、民團長は仁科が代理で、總務長官は石塚が代理で、通信管理局長も誰やらが代理で數へ來れば何れの役所も代理で持切つて居る韓國側にあつても亦然りで代理といへば貫目が少ないやうであるがこの人々に長官の辭令を與へれば即ち長官だから高給取の長官を免黜すべしとナールホド御尤千万

●昨年中登記取扱數　昨年京城理事廳に於て取扱ひたる土地家屋の登記數は[illegible]件にして最も登記の頻繁なるは十一、十二の兩月にして少きは一月也と然れども陰曆十二月となれば又々增加するの例なり

●大院王妃陵遷移　韓宮廷にては今回故大院王妃の陵墓を坡州郡雲川面大德洞に遷移することに決し既に其位地も決定したるを以て近々移葬の儀式を舉行せらるゝ筈なるが其柩は京義線にて發送せらるべしと云ふ

各國語學校合併と當局者の諭告

從來京城內に日英法德漢俄の六官立語學校ありて是等各學校は各國公使が自國の勢力を發展せしめんが爲め競ふて韓政府に設立せしめたるものにして由來事大的の韓國民の事なれば漢城外交の變化は各學校の盛衰に關係し俄國語學校の如きは日露戰爭の當初露人の引揚と共に廢校に歸したりしも爾餘の六學校は各獨立し居りしが元來外國語教授なる目的を同ふする學校が各分立するは啻に教授の統一を缺きて監督上不便なるのみならず經費の上にも關係を有し其各學校出身者は各其修學國語を以て黨別を生ずる等の嫌ありしが當局者は茲に見る所あり昨年十二月の官制改革と共に各學校を合併して官立外國語學校と改稱し學部書記官三土忠造氏を兼校長に任命し元法國語學校長李能和氏を學監となし各學教師を任命し以て如上の弊を改むる事となせしも豫算不足のため同一の場所に合併するを得ず當分は從來の各學校舍にて教授しつゝあるが之か爲め日語學校を除くの外各學校の關係者中には此當局の處置を以て他國語を排斥するものにあらずやと誤解する如き疑ひあり學部大臣は一昨十六日元各學校長並に關係者を學部に招集し俵次官と共に今回合併の理由而して合併より生ずる結果便益と各國語に輕重を置くものに非ざる事を說明し且つ一層の勉勵を以て校務に盡力さるべき事を諭告したりと云ふ

●會寧の製材所設立　統監府營林廠にては夙に咸鏡北道に製材所を設くるの議ありしも製材需給の關係不明なりし爲め着手に遲延しつゝありしが昨今に至り同方面の製材販路確定せしを以て愈よ地を會寧にトして直營の製材所を設立することゝなり丸尾大尉出張目下已に工場の建設準備中なるが多分は來五月上旬頃より製材に着手するを得べく又同工場に使用する木材は帽兒山惠山鎮より豆滿江の上流に出だし豆滿江の水運を利用して流下する豫定なる由

●全國產業大會　來る二月十五日より二十日迄の間に東京なる大日本水產會社に於て各府縣及臺灣、北海道、樺太漁業家の代表者の出席を促かし全國水產業大會を開催すべきを以て韓國當業者にも其出席方を村田保氏の名義を以て照會し來りたり

貨物運送取扱人承認に就て

仁川商業會議所會頭顯原修一郎氏より京釜鐵道貨物運送人承認及び運賃割戾の手續實施に關し照會せしに岡運輸部長よりは左の如く回答し來れり

一、手續第二條割戾步合は其驛に依りて差違あるも仁川驛に於ては一ヶ月の貨物賃金總額（發着手數料を除き當局線內實收入に依る）に對し約四分の一以上を納入するものに最高率の割戾を爲し以下納入金額に比例し七分、五分の等差を付する豫定にて目下詮議中に有之候

二、身元保證金は承認貨物取扱人の納金額に依りて差異あるも仁川驛の如きは一人の保證金額約千圓乃至二千圓の見込に有之之が納入方は一驛又は數驛通算何れにても貨物取扱人の希望に依り取扱人の承認を與ふるとき決定の筈に有之候尤も保證金を數驛通算するとせば割戾金も自然通算することゝ御了知相成度候

三、割戾の取扱は承認貨物取扱人以外に適用せざることは勿論の義に有之候

四、納金に小切手代用の件は會計規則に依り支障あるも可成當業者の希望を充たすべく目下詮議中に有之確定の上は更に御通報可致候

●學部官吏の家族會　目下學部幷に京城[illegible]日本人官吏[illegible]家族を引連れ渡韓せるもの廿八名あり是等家族は異郷に來住して交際娛樂を有せざるを以て俵次官の發意にて幼々會なる家族會を組織し去る一月十二日正午同次官[illegible]晩餐會を催し福引音樂等の餘興あり日暮に到る迄十二分の淸遊をなしたるが尙今後は時々會同する筈なりと云ふ

●城津港の輸出入價額

昨四十年度第二期の城津港に於ける輸出入總額は三十五萬四千六百十一圓にして前期に比し四萬五千七十四圓の增加にして當期は大豆荒銅及生牛の輸出は殷盛を極めたるも金巾木綿の如きは減退したりと云ふ而して輸出額は廿一萬二千百二十三圓にして輸入額は十五萬二千五百四十八圓の差を見るに至れり

●仁川會議所の調査　仁川會議所に於ては今後テール爲替相場及汽車貨物の出入狀態に關し調査する事となれり

●仁川會議所の總會　豫報の如く昨日午後五時半より仁川商業會議所に於て定期總會を開き四十年度決算報告其他に干し協議したり

●仁川電氣會社總會　二十日午後より仁川民役所樓上に於て電氣會社總會を開く

●仁川金融組合總會　仁川金融組合に於ては來る廿一日總會を開く筈なりといふ

五十八銀行重役の辭任內情

五十八銀行副頭取楊井佐兵衛、本店常務取締役楊井松太郎、韓國同楊井檜藏の三氏は今回突然辭任を申出でたるがその次第を聞くに先年同行が事情ありて東京安田銀行の應援を受くることゝなり同時に右楊井家一派の設立に係る楊井銀行（頭取楊井佐兵衛氏）を合併せし結果として安田家よりは高橋長秋氏を頭取に小川爲次郎氏等を取締役に又楊井家よりは如上の諸氏を推薦就任せしめしにその後高橋頭取等安田家側の重役は營業上の方針を變更し本支店とも重に支配人制度となし本店は勿論韓國各支店に對しては安田家派に屬する菅原大太郎氏をの總支配人として京城に赴任せしめしより自然前記本支店に常務たる楊井兩氏は有名無實の姿となれるを以て楊井家側の各重役は不快の念を抱き重役間何となく圓滑を欠げる模樣にて檜藏氏は昨年九月韓國より上阪せし儘歸任せず且つ本店へも出頭せず又同松太郎氏もその頃より病氣のよしにて出勤せざりしが結局双方意志の疎通せざるより內部に確執を生じ終に如上楊井家側重役一同の辭任となれるもの〻よし右に付去る十日重役會を開會して種々協議の末楊井檜藏氏の辭任のみを承認し他の兩氏に對しては留任を勸告し兩氏は當日先づその勸告に應ずることゝなりて表面上一段落を告げしが尙は十五日下半季決算查定旁々再び重役會を開催して楊井松太郎氏に係る本店常務の資格及び同檜藏氏に對する補欠撰舉に關して各協議する筈なるが安田派の重役の意向は當分右の補欠を見合せ欠員の儘となさん意向のよし尙は楊井家派の諸氏は十四日午後堀江の楊井檜藏氏方に秘密會を開會して善後策を內議せり形勢斯くの如くなれるを以て來る三十日の總會には或は多少の議論出でんも知れずとて目下調停中の有志もあるやに傳ふ

●水原守備隊通報

去る十四日夕振威西方約二里黃口津の西北二洞及西閑味附近に於て賊徒約二十名宿營しつゝあるの報に接し脇山軍曹以下九名を派遣し閑味を經て午前五時遂に竹洞に於て追及直に突擊して其四を刺殺す賊は多くは安仲場方向に逃走せり銃七挺鹵獲せり

●清河の賊

兵五名と巡查五名と協力し十三日清河に來襲したる賊を擊退し死九捕虜一、又八日耶山龍西北方一里附近に於て賊徒約三十に遭遇し交戰三十分の後之を潰走せしめ死三名負傷五名を出さしめ鹵獲品は火繩銃一なり

●賊徒の歸順續々　揚州郡は由來暴徒の根據地にして歸順と稱して暴徒を銃殺するものなりとの誤解を抱き居たるが先般來より歸順者の取扱の寬大なるを見て續々歸順するものあるに至れり今回も又賊魁朴來鳳の部下として各地を横行し居たる申昌根（五十）なるものも歸順申出たるを以て歸順法規に依り六ケ月の監視に付し十六日同郡四近七ケ洞の洞長面長其他百十五名聖旨の優渥なるに感動したるが如く各洞長は益々歸順を勸告すべく私語して疑念頓に散じ行けり

●水雷拾得者賞與　北韓なる咸興元山近海に於て昨年二月より九月二十一日迄に本邦人にして水雷を拾得して今回韓國政府より賞與金の下附を受けたる者左の如し

九月二十一日獨津沖一個田中勝馬百圓、七月十七日花端山角沖一個土屋卯之助百圓、六月八日水南沖一個土屋卯之助百圓、四月廿六日羅津灣水端一個重久吉太一百圓、四月廿五日、五月二十日、羅津沖三個石田彥太郎外一名三百圓、二月三日、三月廿九日、五月廿九日水舞水端を距る三里沖三個野阪又一外一名三百圓、九月十日雄基灣一個吉川喜平次百圓、七月十五日五常津一個宗本久吉百圓、七月廿三日造埇沖一個室本久吉百圓、八月十九日羅津沖二個室本久吉二百圓、九月十五日集三沖一個室本久吉百圓、右拾得總員十一名にして其賞與金額一千六百圓なり

●大東評論の發刊　前大東新報社長たりし菊地謙讓氏は今回大東評論と題せる政治評論雜誌を發刊すべく計劃し來月中旬頃其一號を刊行すべしと云ふ該雜誌は全く同氏の單獨の機關にして主として滿韓に於ける我殖民經營及び極東の外交事件に關する評論を論議すべしと聞く每月一回の豫定なるも隔月一回と爲すや每月二回となすやは未定なりと云ふ

●仁川局の郵便取扱數　仁川郵便局に於ける四十年中取扱ひたる郵便物數左の如し

通常郵便	引受		
書狀	四六、四四[illegible]	業務用書類	三、三三[illegible]
通常葉書	一四九、九六[illegible]	見本	六二四
往復同	四四[illegible]	農產物種子	四四五
封緘同	二〇三		
私製同	三九、〇三[illegible]		
新聞雜誌	三一、八六六	書籍類	二、四四〇
廣告郵便	二七、一三六	無料	四、九五
計			
普通郵便	二六三、五〇七	書留	五、〇五
價格表記	一、一二九	計	二六八、七〇二
小包郵便 引受	一、六四〇	配達	二、七三三

●木內參與官の東京出發　木內參與官本日東京を出發せられたる旨或方に電報ありたり

●三浦理事官歸任　上京中なりし京城理事廳理事官三浦彌五郎氏は昨日午後九時南大門着の京釜線列車にて歸任されたり

●磯貝少佐　元濟號艦長磯貝正吉氏は今回東京造兵廠長に任命されたりといふ

●岡運輸課長の訪問　鐵道管理局岡運輸部長は主記課長、營業課長と共に昨日下仁川運送屋の件に干し商業會議所を訪問せり

侍天教長更迭

彼の一進會と一体なる侍天教會にては從來の教長李容九が素行修らずして多數信者の信望を繫ぐに資格なきものとし今回天道教道主の一人なる金演局を教長に仰ぐことに決し一昨日李を退隱せしめ同時に金を教長の職に就かしめたりと云ふ

●十七日參內者

昌德宮計四十四人內婦人二人重なるは李總理李學相任度相閔侍從院卿、德壽宮計八十四人內婦人二十二人趙承宰府總管金侍從長等なり

●患者の後送　昨日午後出帆したる咸興丸にて京城衛戍病院患者將校一名下士九名を宇品本部に後送したるが當陸軍運輸部よりは神部三等軍醫をして附隨せしめたり

對星樓茶話

▲韓人來りて曰く足下何故に悠々と浪遊するや足下にして仕官し、又權勢あれば僕に好都合なりと、余曰く僕の浪遊は少しも足下に迷惑なることとなし、足下の如き瘦兩班は時勢に後れたれば權勢を獲ること困難ならん、如かず南山に登りて白雲の往來をトせんには、彼は重ねて曰く足下浪遊すと雖も速かに歸國する勿れ、足下の歸國は僕に取りては迷惑至極なりと。

▲韓人の外交、辭令、性格は此言語に表證して明白なり。

▲マキャベリのローマ史論は（林外相譯）對韓政事論に大なる裨益あり、新渡戶博士の隨感錄は近來の好野史なり。

▲韓國の皇族を呼ぶに殿下とすべきか邸下と稱すべきか、別に稱號條例無きも、コハ邸下と稱するを以て韓の書法なりとす。

▲開放は防衛の基なり、閉鎖は侵略せらるゝ初なり、政治は開放せられて進步し發展す、閉鎖せられたる門戶は盜人の侵略物たり。

▲奏任三等は人材の初期にして、判任五等は生活の初なり、其終結は功名に非ずして恩給なり。

▲高麗燒は高麗文明の遺物なり、高麗貴族の文明を表示せり。

▲朝鮮兩班は遠からずして藩籍還收を平民より要求せらるべし、彼等は其所有せる土地家屋に就て誅求の復讐を受くるに至るべし、是れ朝鮮革命の一なり。

▲京城の居留地には御寺參り無くして慈善會のみ流行し、氏神の祭禮無くして緣日祭禮多き處なり、婦女子の神經患者多き知るべきのみ。

▲暴徒の損害賠償は彼の國債報償會より支出せしめよ。

治外法權▼

過日鶴原君が上京の折には池田局長古谷綱夫も共に出發せられたので停車場は見送りの人波を打つた、余輩も餘所ながら見送つた一人であるが、ソコが商賈柄で何か良い種はないかと人込の中をアチコチ探あるいたのである、時に一韓人が或品を拾得した、ソシて夫を余輩に示した▲韓人の拾つた品は第一銀行の小切手帖である、ソシて夫は鶴原君が急がし紛に落したものに違ひないのである、サア其小切手帖が大變だ、あけて口惜しき玉手箱、其中に記された中に金一萬圓李完用金四[illegible]圓宋秉畯金二千圓花月樓金五十圓通信員某金二百圓伊藤某金五百圓內田某金五十圓記者某金二萬圓自衛團金五十圓仲居某と云ふのが有る、併し何の爲の支拂かは明かに記してはかつたのである▲統監府設置以來日月を經過すること茲に二年、其間鶴原君が統監補佐の役目として統監の命の下に色々な手品をやつたことは事實である、而り君は或時代は大に得意に爲つて大魔術を演じたことは事實である、稍や仕掛はゴザイマセンとは一般手品師の言草であるが實際は種仕掛なしに手品が遣へるものではないのである、ソコで鶴原君の手品の種が何であつたかと云へば、ソレは過日停車場で韓人に拾はれた第一の小切手帖であるのである▲今や鶴原奇術師は政府委員として東京へ乘込んだのである、對議會否議員操縱の爲に新橋の花月を本陣として得意の藝當を演ぜんとして居るのである、此江戶の見物人は朝鮮のソレとは大に違つて居るので、奇術先生ドウカ大道藝を出さずに大に綺麗にやつて見物の喝采を博する樣にして貰たいのである。

●市原博士の招宴 第一銀行の市原盛宏氏は有志者[illegible]等を招待して來る廿一日花月樓に於て盛大なる晩餐會を催す

●學部大臣の晩餐會 學部大臣は昨夜外國語學校關係者の奏任官以上の人を日本人俱樂部に招き晩餐會を催せり

●昨年中登記取扱數 昨年京城理事廳に於て取扱ひたる土地家屋の登記[illegible]件にして最も登記の頻繁なるは十一、十二の兩月にして少きは一月也されども陰曆十二月となれば又々增加するの例なり

●學部官吏の家族會 目下學部并に京城[illegible]りて內家族を引連れ渡韓せるもの廿八名あり是等家族は異鄉に來住して交際娛樂を有せざるを以て俵次官の發意にて幼々會なる家族會を組織し去る一月十二日正午同次官[illegible]發會を催し福引音樂等の餘興あり日暮に到る迄十二分の淸遊をなしたるが爾今後は時々會同する筈なりと云ふ

予の見たる仁川紳士 月日三十行

秋田穀君

隱法士

君は戰爭で儲けた人である、依つて世人は君を呼んで銅臭紛々たる紳士であるといふ是れ蓋し君を知らざるものゝ言ふ所である思ふに君に附するに銅臭を以てしたのは君の性格より打算したものでなくアノ色の黑き事銅の如しといふ所から來たものに相違ない、然れども予は君に對して俗臭紛々たりといふ言葉を呈するに躊躇せぬ、而して君が俗臭紛々たるが故に今日の成功を致したものである事をも確信する、若し君より此俗臭なるものを取除けたならば今日の秋田君は存在して居らぬのだ、即ち君は金に成功した人で決して人間を卒業した人ではないのである、予は此點に於て君を畏敬し君を稱揚せざるを得ぬのだ、次に君は仕事の人である、一時も仕事をせずには居られぬ人だ、見よ君が今日迄なし來りたる諸事業を、如何なる方面にも手を出して居らぬといふことはない、加ふるに君は時勢を達觀するに頭が如何に鋭いかは其諸事業の種類を見ても判る、又君は邸宅にあつて交際上の用語を知らんが爲めに論語や中庸を繙いて居るなぞは兎ても他人の眞似の出來ぬ所で誠に無邪氣な所がある　安評多謝

龍山の大疑獄(豫審決定)

先きの龍山民團長代理大村百藏以下數名が犯罪の嫌疑を以て其筋の取調に附せられしは客年十一月のことにして爾後の成行は局外者の知るべき由なく巷說紛々聞く人語る人によつて是非の評を異にせしが此のほど豫審決定し不日重罪公判に附せらるゝ筈なり其の豫審決定書は事實の眞相を示せるものにつき左に其の全文を錄す

豫審決定書

福井縣福井市瑞上町平民
龍山元町七丁目　大村百藏
福井縣遠敷郡國留村丸山
龍山元町四丁目士族
土木建築受負　木村稔
山形縣米澤市東町上の町
龍山旭橋通士族　新屋龍夫
山梨縣北巨摩郡菅原村白砂
龍山青坡　白砂茂吉

右に對する公文書毀棄公文書僞造行使被告事件につき檢事事務取調の請求に依り豫審を遂げ終結決定する事左の如し

主文

本件を當部重罪公判に附す
被告百藏稔龍夫茂吉は本決定送達ありたる日より三日內に抗告することを得

理由

被告百藏は明治四十年三月中龍山居留民總代となり同年九月十五日同地に民團法の施行せらるゝに際し民長代理を命ぜられ爾來勤續中なりしが引續き民長の選に當らんとの希望を有するより同地居留民會議員選擧に於て自己腹心の者を當選せしむるの必要あるを感ずる折柄同縣出身にして當時龍山に居留し最も懇親の間柄なる被告稔が民會議員候補者たるの希望を有するより同人をして其の候補者たらしめんとせり然るに被告稔は明治三十九年八月中單身同地に居留し同年九月乃至十二月に於ける納稅月額三十錢なるを以て民會議員選擧及び被選擧權を有せざるより玆に被告百藏及稔の兩名は當時居留民團役所書記被告龍夫茂吉兩人と共謀し第一被告茂吉は明治四十年九月中同役所に於て居留民團議員選擧人名簿を調製するに當り被告稔は月稅額五十錢を納めたるものとして調査を了へ選擧權を有するものゝ如く記載して名簿を僞造し遂に該名簿により同年十一月十一日選擧を終了せるに至らしめ被告稔か愈々民會議員に選擧せられ物議を生ずるに及び第二被告龍夫は同年十一月十三日本吉常三をして居留民團役所備付の簿書を居宅に持ち來らしめ自から其の出納簿中前揭期間に於ける被告稔の納稅金を金五十錢に變造し同日の納付に係る他人の納稅高金五十錢を三十錢に變造したり即ち明治三十九年十月一日分被告稔の納稅金三十錢を五十錢に土田勇次郞の納稅五十錢を三十錢に同年十一月一日分被告稔の納金三十錢を五十錢に渡邊キリヱの納金五十錢を三十錢に同年十二月一日分被告稔の納金三十錢を五十錢に大江田キシの納金五十錢を卅錢に明治四十年一月七日分被告稔の納金三十錢を五十錢に上田藤藏の納金五十錢を三十錢に變造して出納簿變造に對し新たに領收證原簿を僞造し第四前期正當なる納金に對し在來の領收證原簿は之を同日同所に於て毀棄し而して右僞造變造に係る書類は同日同役場に備付に爲したるものなり以上の事實は證憑十分にして被告等の各所爲は何れも明治三十三年法律第百號刑法第二百三條に該當する重罪と思料するを以て刑事訴訟法第二十八條に依り主文の如く決定す

仁川の初火事

小兒の燒死母親の愁嘆

昨日午後二時仁川新町二丁目村西善吉方より發火し二戶を全燒し一戶を半燒して鎭火せり原因不明なるも多分炬燵より起りしものならん當日火元の善吉は他出中にて不在なりしが昨年生れの子供ありしに出火前に子守女は右の子供を炬燵に寐かせ近隣に遊びに行き居りし際發火したれば憐むべし右の子供は火中にありて無慘の燒死を遂げたるが善吉の妻(三十)は我子が炬燵の中に睡りつゝありし際出火したれば我子の安否を氣遣ひ殆んど狂氣の如くなりて其行衞を搜し居りし樣は他所の見る眼も憫にて實に氣の毒の至りなりし又た子供の死體は馳付けたる仁川郵便局員及び他の一人にて火中に投じ引出したる時は既に半身灰と化し居りしとは實に酸鼻の極みなりし

●メソヂストの日曜說敎 本日午前十時より名古屋城內なるメソヂスト敎會に於て聖書研究會を開き十一時より木原牧師の說敎あり夕七時半よりは感情并に傳道說敎を爲し何れも參聽隨意なり

●日曜講壇 日の出町京城基督敎會に於ては本日午前十時より日曜學校を開き同十一時より禮拜(參聽隨意)
罪の赦　綱島牧師
午後七時半より傳道說敎(參聽隨意)
人心の要求　綱島牧師

●津田政吉捕へらる 韓國に於ける今鼠小僧の稱ある大賊津田政吉は一たび仁川監獄署に繫がれしも間もなくして破獄逃走したるより各地警察署の刑事は全力を擧げてこれが搜索に從事せしも昨日釜山に居るか、思へば今は元山に居り朝に京城に顯はれ夕には安東に顯はるゝといふ變幻出沒自在にして容易に其筋の手にかゝらざりしが惡運こゝに盡きて去る十三日馬山浦に於て逮捕せられしといふ

●振られおみつ おみつは或は商店の若旦那と淺からぬ關係を結びてよりは他の客の酒席に出づるを痛く嫌ひヤレ頭が重いの腹が痛いのといつも臥戶に引き籠り居るにも拘はらず若旦那のお出でされば他の朋輩には一切あしらはせず始終傍に侍りては主人への氣兼ね朋輩への手前をも顧みずさも陽氣に騷ぎ立つるといふ有樣なるより主人も今は默つて居らず家の爲め且つは他の雇人への目せしめ終に已むなく暇を出だすに至りたるが莫連なるおみつは却つて之を好い機として後足に砂を揚げながら同家を出でしは好きが差し當り今日より身を寄すべき所なきより早速若旦那に迫りて身の振り方を相談せしに其の結果當分の間さる人の二階に匿まひ置かるゝ事となりたりサテおみつは又も人の圍ひ者となり以前の如く旦那をセガみてはヤレ金の指輪とか縮珍の丸帶とかドン百姓の娘の身には勿体なき程の贅澤を極め居りしが公平なる天道樣のいつ迄斯の如き不正なる榮華を續けしむべき僅づか一月許り經つか經たぬ內若旦那の近頃の素行が誰れいふとなく店の者の噂に上り果ては頑固なる親爺の耳に入りしより親爺は非常に腹を立て終に他への手前又本人身の爲め一時悴を勘當するに至りたりしかど若旦那も今は大に困じ果て自分の身と共に女の身をも如何に處置せんものをと種々と案じ煩ひしがナンボ可愛き女とはいへ今の場合詮方なしと思ひ諦め終に女には何事も知らさず其の身は太田の叔母に當る人の許にと賴り寄りしばし其所にと身を愼み居りしが根が相當の敎育を有し居る身なれば日を經るに從つて自然と自己が以前の素行を悔ひ今は誰が眼にも改悛の色現はれければ叔母は非常に打喜び若旦那を同道して實家に至り切に親爺に詫び入れしに親爺もさらばと許りにて再び圍との相續人とは許したが話變つて例のおみつは近來メッキリ若旦那の來らず又何の便りもなきより必定這は他に增花の出來しかそれとも又病の臥戶に重き枕にても就かる事かと思ひ一方ならず心を痛めたりしが近頃又風の便りに聞けば若旦那は家をば勘當され太田の或る人の許に身を潛め居るとかの噂し若し萬一眞の事にしてもあれば困ごは皆わたし故から已れぞソレにしても此のわたしに何の知らせもなく默つて遠方に行かしやんすとは餘り情なき仕打恨めしきは其方の心とワット許りに其の場に泣き崩れしが稍々ありて淚の顏を上げ何時迄泣いて居たとて詮方なき譯オヽそうぢやと許りにて甲斐〳〵しくも身をば繕ひ早速其の[illegible]にて太田指して之出發されけるがサテ丁度太田に着きし時には肝心な若旦那は既に仁川に立ち戾られたる跡なりしかばおみつは痛く落膽し暫し行李にもたれて正体なく泣き伏せしが女の一念慕うあるのかと再び仁川に引き返すや否やおみつは夜叉の如く荒れに荒れて若旦那の家に踏み込み可愛き若旦那と夫婦にして吳れと狂ひ廻はりては大聲に怒鳴り立つるにぞ同家にても打ち棄て置けず已むなく相當の手切れ金を與へて關係を絕ちたるが其後おみつは仁川にも居難くなり平壤鎭南浦安東縣大連と押し渡りて莫連の有り丈けを盡せしも更に金も溜らねば賴母敷男も出來ず又々當地に舞ひ戾りしがヤハリ以前の若旦那の事を忘れ兼ね或る安宿の一室に打ち萎れては昔し戀しき思を焦がしつゝありとかの事なるが近頃散歩がてらの道すから太平洞は大橋寫眞館の店前に掲げある寫眞の中にドッやら件の若旦那の面差しに似居る寫眞のありけるよりサテは懷舊の情に堪へず眼に持つ淚ハラ〳〵と磯の鮑の片思ひとは知りつゝも過ぎにし戀の樂しき夢をば辿り居るとか(をはり)

●強盜の橫行 一昨夜當地西部警察署管內樂峴の韓人宅へ短銃及び短刀を携へたる五人組の強盜押し入り金八圓と雜品二點を掠奪し例の韓人のことゝて悠々と逃げんとする所を早くも其筋の耳に入りて二名は逮捕せられ三名は辛うじて遁れ去りしが此の三名は懲りずまに同夜峴洞分署管內後洞六十五統十戶の酒商車應煥方へ押し入り今度はうま〳〵と金三十圓と雜品二點を引つ浚へて逐電せしと

●泥棒巡檢を欺いて逃走す 銅峴分署管內の鑄洞居徐仁基といへるは蝎甫屋なるが此の內へ屢々通へる日本サラミあり此の程も來りて今日は現金を携ねざれども貨物の石油ブリキ罐を預け置けば遊ばして吳れよとて一時間ばかり居りて去りしがこれを巡檢が聞きつけて必定贓品ならんと思ひ再び來らば告げ知らせよと言ひ置きしかば十七日の午後四時頃只今來りしとの密告により直ちに赴きて擱問せしに答辯頗る曖昧なるを以て警察署に連れ歸りしまではよかりしが大便を催したりとて巡檢が惘然と待つて居る隙に遁走したり

●小泥棒捕へらる 伊豫宇和島の者にて住所不定の鈴村淸馬(三十)といへる奴は去る十五日の午後二時頃龍山鐵道管理局官舍山崎忠直方の裏庭に白毛布の乾しあるを引つたくり跡白波と洒落た所はよかりしが扨此の品を如何にして現金に替ねんとまごつく所を怪まれ警吏の手に捕ねられたり

●靴を盜まれし者はなきか 某典當舗に贓品と認むべき草靴十數足を韓人の入質せることを發見し南部警察署に假差押へを爲し居れり察するに店先又は玄關先に脫き置きありしものを盜み集めしものゝ如し心當りの者は同署へ出頭し現品の閲覽を請ふべし

●京城の邦人增加 京城に年に月に本邦より入り來る我邦人は甚だ多きことなるが民團役所に於て調査せし客年中の增加は四千五百三十五人にして其の月別は左の如し尤も歸國せし者もあれど極めて少數なりと

	男	女	計
一月	一九四	一二二	三一六
二月	一九〇	一八〇	三七〇
三月	二二六	二〇三	四二九
四月	二八一	二二六	五〇七
五月	二四四	二四二	四八六
六月	二二二	一八七	四〇九
七月	一三二	一〇二	二三四
八月	一三五	一二二	二五七
九月	一七七	一九四	三七一
十月	一七二	一七四	三四六
十一月	二〇二	一七二	三七八
十二月	一七九	二五三	四三二
計	二、三五四	二、一八一	四、五三五

●仁川の只の人 目下仁川歌舞伎座に於て興行中なる北村一座は昨夜朝鮮タイムス所載の只の人を演じ喝采を博したるが本夜も同じく之を演ずるといふ

●歌舞伎座の替狂言 同座本日の藝題は『明治忠臣藏』にして其役割は左の如し
外人モロノップ(岩尾)千崎彌五郎(花井)大石由雄(千島)夫人顏世(若宮)勘平妻おかる(橘)斧九太夫(大町)桃井若狹之助(正月)一文字屋おさい(高木)鹽谷高貞(小喜多村)大石主税(小山)侍女かめを(東)原惣右衛門(淺井)支那人魯伴內(瀨川)

營業科目

土地家屋鑛山山林賣買貸借ノ仲介
土地家屋鑛山山林測量製圖應依頼
灌漑排水事業設計應依頼
土地整理竝丈量應依頼
鑛山未墾地出願代辨
土地家屋賣買證明願手續代辨
外國旅劵出願代辨
新聞廣告取次
電話賣買取次
韓國に關する著書雜誌閲覽
韓國に關する非賣出版書閲覽
韓國に關する本社調查書類閲覽
商品依託持約代理店ノ仲介

▲弊社は誠實秘密且敏速に業務を營む
●宅地及韓人家屋の賣物あり
●商店向其他の貸家あり
●鑛山の賣物あり
●耕地未耕地の賣物あり
▲弊社は各方面に渉り各事項を調査す

本社 京城永樂町一丁目八番戸假事務所

京城仲介社

支社

東京 東京麴町區富士見町 伊藤豐次郎
大阪 尼ケ崎宇宮町 由比昌太郎
仁川 仁川新町一丁目 遠藤喜平
釜山 釜山入江町一丁目 加納佐一
木浦 木浦山手通三丁目 谷垣嘉市
鎭南浦 鎭南浦西二丁目 古田稻甫
開城 開城西部 今福又三
水原 水原南門内 川口直三郎
元山 元山居留地 菅鶴平
鏡城 鏡城北門内 菅鶴支店
平壤 平壤大和町 佐久間賢次郎
大邱 大邱東門外 稻本新臣
龍山 龍山元町 吉岡一作

鼈甲細工
並に直し物一切

京城本町七丁目
鼈甲堂

開店御披露

和洋雜貨
並に備前物產
足袋キシヤクリ
御小賣商
京城本町六丁目
中塚支店

營業科目
活版活字鑄造
石版銅版
コロタイプ
彫刻諸印刷
諸帳簿
製本裝釘

本社 京城明治町三丁目（電話三二三番）
日韓印刷株式會社
東京出張所 東京市京橋區南鍋町二丁目十番地（電話新橋三九六二番）

熊平製造金庫
東京 竹内製金庫
大阪二重瓶並二回轉式 消火器

韓國販賣部
京城本町二丁目
熊平商店
電話六二四番

本店 支社
及出張所 内地支店
韓國支店
及出張所
清國出張所

東京市日本橋區兜町
大阪、京都、横濱、神戶、名古屋、四日市
下關、兵庫、伏見、大阪西區、東京新大阪町
仁川、釜山、元山、鎭南浦、木浦、群山、
平壤、大邱、開城、城津、咸興、馬山、鏡城
安東縣

株式會社 第一銀行京城支店

電話番號 營業部 一一番
當直用 同 一三二番
營業部 三一二番
國庫部 六一一番
國庫用度係 六二二番
分拆所 六二三番

總支配人 市原盛宏
副支配人 竹山太郎
國庫部長 三島純平
營業部長 市村雄次
（副支配人、國庫支部長、調查部長、副支配人等の肩書あり）

齒科全般の治療
米國最新式義齒
京城本町六丁目（蕎麥屋橫町）
米國齒科醫學博士 女醫 中村安子

化粧小間物
京城本町四丁目
河村百福號
電話七二六番

内外書籍新聞雜誌
和洋雜貨日用品
文房具學校用品
大阪朝日新聞 一ケ月四十五錢
同 毎日新聞 一ケ月四十五錢
京城本町三丁目
平田商店
（電話百十五番）

薪炭
石炭
おろし小賣
京城長谷川町一丁目
神野商店

銀行一般の業務諸々御便利に御取扱可申候
資本金三百万圓
本店 大阪市西區北堀江通五丁目
支店 釜山、仁川、平壤、鎭南浦、安東縣
株式會社 第五十八銀行京城支店
（電話五八番）

爲替取組先

畿内	二十七ケ所
東山道	十三ケ所
山陽道	七十五ケ所
南海道	二十三ケ所
北海道	五ケ所
臺灣	二ケ所
東海道	二十八ケ所
北陸道	十ケ所
山陰道	十三ケ所
西海道	三十ケ所
韓國	九ケ所
清國	一ケ所

出寫專務

審美館
寫眞師 高原華泉
寫眞師 奥田星華
明治町二丁目衛戍病院前

梅毒癩病請合
全治無効返金
百毒滅
京城本町八丁目橋側
特約販賣 卸小賣商
檜田藥房

新築落成
龍山元町壹丁目

會席御料理
八景園
電話四六番

一各種石炭大販賣
大の浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
ストーブ用として右三種取寄せ貯炭罷在り御希望に從ひ多少に拘はらず迅速御屆け可申上候
三池粉炭
鍛冶用として貯炭罷在り多少に係はらず御用に應じ可申候
當社一手販賣炭左之通り
三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波黑、藤棚本洞、大の浦五尺、大の浦三尺、笹原、滿の浦芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等

三井物產合名會社
京城出張所（電話二十六番）
仁川出張所（電話六十三番）

極上 材木、竹類、石灰
座敷廻り諸材料等に注意取揃あり
右本年は多額輸入可仕特別廉價販賣仕候間多少に不拘御用命願上候

小森材木部
京城旭町一丁目
電話七四四番
本宅四〇五番

謝近火御見舞
京城南大門保税市場
雜貨商 大谷支店
小川保次郎

謝近火御見舞
京城南大門市場
福山商店
電話九五八番

一昨夕倉庫出火之節は早速御馳附御盡力を忝し御蔭を以て大事に立至らさりし段厚く御禮申上候實は一々拜趨御禮可申上筈之處混雜中御尊名伺ひ漏れ等可有之やも難計候に付略儀ながら紙上を以て御禮申上候 以上

京城西署太平洞
合名會社 日韓食品組
電話三四六番

工學博士 藥學博士 高峰讓吉氏發見
위장 胃腸 신약 新藥
타카 タカヂアスターゼ

韓國一手卸元
仁川倉知商會
電話一三三〇番

日本郵船株式會社
仁川瀛船出帆廣告
貨物及船客取扱店
仁川海岸通 郡回漕會 電話三九番
京城南大門通 巴商店 電話三〇六番

●釜山長崎門司神戶行
山東丸 一月二十五日後三時出
●群山、木浦、釜山、門司、神戶、大阪行
浦汐丸 一月 日後三時出
第一オハヨ號 一月廿二日後三時出
伊勢丸 一月二十六日後一時出
上川丸 一月二十九日後三時出
●大連行
高砂丸 一月廿四日後一時出
鎭口丸 二月四日後一時出
新潟丸 二月九日後一時出
●大連、芝罘、秦皇島行
山東丸 二月八日前九時出
●釜山出帆、元山行
弘前丸 一月二十九日

御注意
御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄御送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ船解纜ノ事